

大阪国税局担当官による 消費税軽減税率制度説明会のご案内

来年（2019年）10月1日から実施される消費税軽減税率制度は、

- ①取扱商品が軽減税率8%の対象か、標準税率10%の対象なのかの判断
- ②軽減税率対象品目の販売がある場合は勿論のこと、販売がない場合でも仕入れや経費に軽減税率対象品目があれば、税率ごとに区分経理
- ③税率ごとに表示できるようにレジの改修等

など、制度に対応するための準備が必要となります。

このため、消費税軽減税率制度や事業者支援措置（補助金制度）の理解を深めていただくため、説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

説明会の主な内容

- 軽減税率制度とは
- 軽減税率制度の対象品目
 - 対象品目
 - 一体資産の取扱い
 - 外食・ケータリング等
- 帳簿及び請求書等の記載・保存
- 軽減税率制度実施後の価格表示
- 消費税額の計算と税額計算の特例
- 適格請求書等保存方式（インボイス）制度の導入
- 事業者支援措置（軽減税率対策補助金）
- 消費税価格転嫁等について

※軽減税率制度Q&Aや個別の取扱いなども踏まえて説明いたします。

開催地	開催日	開催会場	定員
大阪	平成31年1月25日（金）	OMMビル	600名
和歌山	平成31年1月28日（月）	和歌山県JAビル	180名
奈良	平成31年1月31日（木）	奈良県文化会館	100名
滋賀	平成31年2月4日（月）	ピアザ淡海	216名
京都	平成31年2月5日（火）	登録会館	180名
兵庫	平成31年2月12日（火）	兵庫県中央労働センター	210名

開催時間 受付開始 **13:30** 開演 **14:00** ~ 終了 **16:00** (各会場とも)

受講料 **無料** ※定員になりましたら締め切りとさせていただきます。

お申込み 税務研究会のホームページ「丸の内税研アカデミー」からお申込みください。
受講票はありません。「受付完了メール」を印刷し、
お名刺とあわせてお持ちください。



お申込みはこちらから <https://www.zeiken.co.jp/seminar/>

税務研究会 消費税説明会

検索

お問合せ先 税務研究会 関西総局 TEL 06-6943-2251

主催 大阪国税局 共催 近畿経済産業局 ・ 税務研究会